

中国語原文	日本語仮訳
<p><b>国家外汇管理局综合司关于印发《贸易信贷登记管理系统（预付货款部分）操作指引》的通知</b></p> <p>发布时间:2008-11-05 文号:汇综发[2008]174号 来源: 国家外汇管理局</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连青岛厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>根据《国家外汇管理局关于对企业货物贸易项下对外债权实行登记管理有关问题的通知（汇发〔2008〕56号）》相关规定，国家外汇管理局制定了《贸易信贷登记管理系统（预付货款部分）操作指引（见附件），现下发给你们，请遵照执行。</p> <p style="text-align: right;">二〇〇八年十一月五日</p> <p>贸易信贷登记管理系统（预付货款部分）操作指引</p> <p style="text-align: center;"><b>第一部分 预付货款登记管理原则</b></p> <p>第一条 为建立健全境外债权统计监测管理体系，规范贸易项下资金跨境流动，现就境内企业货物贸易项下对外债权的登记管理制定本指引，企业进口货物贸易项下预付货款（以下简称“进口预付货款”）应按本指引进行登记和管理。</p> <p>第二条 自2008年11月15日（含，</p>	<p><b>国家外貨管理局綜合司の『貿易与信登記管理システム（前払部分）操作手引』の印刷配布に関する通知</b></p> <p>公布日：2008-11-5 通達番号：匯綜発〔2008〕174号 出所：国家外貨管理局</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連青島廈門、寧波市分局；各中資外為指定銀行：</p> <p>『国家外貨管理局の企業貨物貿易項目下の対外債権登記管理実施の関連問題に関する通知』（匯発〔2008〕56号）の関連規定に基づき、国家外貨管理局は『貿易与信登記管理システム（前払部分）操作手引（添付参照）を制定し、ここに発布のとおり、施行されたい。</p> <p style="text-align: right;">二〇〇八年十一月五日</p> <p>貿易与信登記管理システム（前払部分）操作手引</p> <p style="text-align: center;"><b>第一部分 前払登記管理原則</b></p> <p>第1条 健全な国外債権の統計モニタリング管理体制を確立し、貿易項目下の資金の国境を跨ぐ移動を規範化するため、ここに国内企業貨物貿易項目下の対外債権登記管理について本手引を制定し、企業の輸入貨物貿易項目下の前払い（以下、輸入前払いという）は本手引に従い登記と管理を実施しなければならない。</p> <p>第2条 2008年11月15日（含む、以下同様）</p>

下同)起,企业新发生进口预付货款,须登陆国家外汇管理局网上服务平台上的贸易信贷登记管理系统(网址:www.safesvc.gov.cn,以下简称“系统”)办理逐笔登记和注销手续。

第三条 企业预付货款可付汇额度实行余额管理。

第四条 外汇指定银行(以下简称“银行”)只能为已经办理预付货款登记且在可付汇额度内的预付货款办理对外付汇。

第五条 国家外汇管理局及其分局、外汇管理部(以下简称“外汇局”)应加强对企业预付货款登记、付汇和注销环节的非现场及现场监管,完善统计与监测管理。

## 第二部分 企业预付货款登记管理操作指引

第六条 自2008年11月15日起,已办理过预收货款登记或延期付款登记的企业凭组织机构代码和原密码进入系统。首次登陆系统的企业凭组织机构代码和初始密码(系统将初始密码统一设定为:12345678)进入系统,为安全起见,建议企业首次登陆系统,通过系统中“密码功能”修改初始密码(详见《贸易信贷登记管理系统企业端操作手册》)。

凡未在国家外汇管理局企业外汇信息档案数据库系统建立档案的企业,应按照《国家外汇管理局关于推广使用企业外汇信息档案数据库系统的通知(汇发[2007]46号)》的规定,先到所在地外汇局注册填报基本信息,待基本信息导入系统后,即可登陆系统。

より、企業に新たに発生する輸入前払いは、国家外貨管理局オンラインサービスプラットフォーム上の貿易与信登記管理システム(ウェブサイト:www.safesvc.gov.cn,以下、システムという)にログインし、都度登記と消込手続を行わなければならない。

第3条 企業の前払外貨支払可能額に対し残高管理を実施する。

第4条 外為指定銀行(以下、銀行という)は前払い登記済み且つ限度額以内の前払いに対してのみ対外外貨支払いを実施できる。

第5条 国家外貨管理局及びその分局、外貨管理部(以下、外管局という)は企業の前払いの登記、支払い、消込段階の非現場及び現場監督管理を強化し、統計とモニタリング管理を改善しなければならない。

## 第二部分 企業の前払登記管理操作手引

第6条 2008年11月15日より、前受登記、或いは延払登記を実施したことがある企業は、組織機構コードと当初のパスワードにより、システムに入る。初めてシステムにログインする企業は、組織機構コードと初期パスワード(システムは初期パスワードを統一して12345678と設定)によりシステムに入り、安全のため、システムの「パスワード機能」上で初期パスワードを変更することを勧める。(詳しくは『貿易与信登記管理システム企業操作手引』を参照。)

国家外貨管理局の企業外貨情報ファイルデータベースシステムでファイルを確立していない企業は、『国家外貨管理局の企業外貨情報

<p>第七条 自2008年11月15日起,企业新发生进口预付货款,须登陆系统办理预付货款合同登记和付汇登记。</p> <p>进口合同中含预付货款条款的,企业应在合同签约之日起15个工作日内,办理合同登记,并于预付货款对外支付前15个工作日内办理付汇登记。</p> <p>进口合同中未约定预付货款条款的,企业应在实际发生预付货款前15个工作日内同时办理合同登记和付汇登记。</p> <p>第八条 对于已办理合同登记的预付货款,企业在办理付汇登记前,可自行在系统中修改或删除原有合同登记信息。对于已办理付汇登记的,企业仅可对合同登记信息进行修改。</p> <p>对于已办理付汇登记的预付货款,企业在实际支付前可自行在系统中修改或删除原有付汇登记信息。对于已经实际支付的,企业可依据进口合同变更条款,自行在系统中对预付货款付汇登记预计进口日期进行修改,并将相应变更合同留存备查。</p> <p>第九条 企业预付货款可付汇额度由该企业前12个月进口付汇情况、企业预付货款登记</p>	<p>ファイルデータベースシステムの使用を拡大することに関する通知』(匯発[2007]46号)の規定に従い、まず所在地の外管局で基本情報を記載登録し、基本情報がシステムにインプットされてから、システムにログインできる。</p> <p>第7条 2008年11月15日より、企業に新たに発生した輸入前払いは、システムにログインし、前払契約登記と支払登記を行わなければならない。</p> <p>輸入契約中に前払い条項を含む場合、企業は契約締結日から15営業日以内に、前払契約登記を行い、合わせて前払対外支払い前の15営業日以内に支払登記を行わなければならない。</p> <p>輸入契約中に前払い条項が約定されていない場合、企業は実際に前払いが発生する前の15営業日以内に前払契約登記と支払登記を同時に行わなければならない。</p> <p>第8条 契約登記を行った前払いに対し、企業は支払登記の前に、自らシステム上で契約登記情報を修正・削除することができる。支払登記を行った場合は、企業は契約登記情報に対してのみ修正することができる。</p> <p>支払登記を行った前払いに対し、企業は実際に支払う前に、自らシステム上で支払登記情報を修正・削除することができる。既に支払いを実行済みの場合は、企業は輸入契約の変更条項に基づき、自らシステム上で前払支払登記の輸入予定日を修正することができ、対応する変更契約は後の検査に備え保管しておく。</p> <p>第9条 企業の前払外貨支払可能額は企業の直近12ヶ月の輸入外貨支払、前払登記状況と企</p>
---	---

情况及企业的行业特点等确定。

企业预付货款可付汇额度=企业前12个月进口付汇额×基础比例-（已确认付汇登记金额-预付货款注销确认金额）。其中，基础比例原则上不超过10%，大型成套设备进口企业的基础比例经外汇局核准后最高可调整到30%。

第十条 企业每日进行付汇登记的预付款，外汇局通过系统于当晚23时对其进行逐笔确认。如单笔预付款付汇登记金额不超过企业当前可付汇额度，该笔预付款在系统中“已经确认的预付款”列表中显示；如超过企业可付汇额度，该笔预付款在系统中“未经确认的预付款”列表中显示。

第十一条 企业在办理预付款对外支付前，须在系统中为该笔预付款付汇登记指定对外付汇银行。企业只能对“已经确认的预付款”列表中列明的预付款指定对外付汇银行。

第十二条 已登记预付款项下货物报关进口（或进口备案）或货物未进口发生退汇的，企业应在货物进口报关单（或进口货物备案清单）签发之日起或退汇之日起15个工作日内，登陆系统办理预付款注销申请。待外汇局确认后，该笔预付款占用的额度自行恢复。

第十三条 企业预付款项下进口退汇原则上应遵循原汇路退回的原则。

業の業界特性等に基づき確定する。

企業の前払外貨支払可能額=企業の直近12ヶ月の輸入外貨支払×基礎比率-（確認済み外貨支払登記金額-前払消込確認金額）。そのうち、基礎比率は原則10%を超えず、大型プラント輸入企業の基礎比率は外管局の許可を経て、最大30%まで調整可能とする。

第10条 企業が毎日支払登記の前払いを実行すると、外管局はシステムを通じて毎晩23時に、その取引に対し個別に確認を行う。前払支払登記金額が企業のその時点の限度額を超えない場合、当該前払いはシステム上の「確認済前払」のリストに表示され、限度額を超える場合、「未確認前払」リストに表示される。

第11条 企業は前払対外支払いの前に、システム上で当該前払登記に対し、対外外貨支払銀行を指定しなければならない。企業は「確認済前払」リスト中の前払いに対してのみ対外外貨支払銀行を指定できる。

第12条 既に登記された前払項目下の貨物通関輸入（或いは輸入届出）、或いは貨物が輸入されず外貨返金を行う場合、企業は貨物輸入通関申告書（或いは輸入貨物届出リスト）の発行日または外貨返金日から15営業日以内に、システムにログインし、前払消込申請を行わなければならない。外管局の確認後、該当する前払い金額は自動的に回復する。

第13条 企業の前払項目下の輸入外貨返金は、もとの経路での返金の原則を遵守しなければならない。

<p>第十四条 企业预付货款项下进口退汇须经外汇局核准，并提交以下材料：</p> <p>（一）书面申请（详细说明退汇原因）；</p> <p>（二）原进口合同；</p> <p>（三）与退汇原因一致的相关证明材料；</p> <p>（四）原预付货款对外支付凭证；</p> <p>（五）外汇局要求的其他材料。</p> <p>第十五条 进口付汇历史记录有连续性但预付货款可付汇额度不能满足需求的，企业可向外汇局申请调整预付货款基础比例或确认系统中“未经确认的预付货款”列表内预付货款。除特殊原因外，同一企业申请调增预付货款基础比例距上次调增的时间应不少于3个月。</p> <p>第十六条 新成立、无进口付汇历史记录或进口付汇历史记录无连续性的企业，可向外汇局申请确认系统中“未经确认的预付货款”列表内的预付货款。</p> <p>第十七条 企业申请调整预付货款基础比例时，应向外汇局提交以下材料：</p> <p>（一）书面申请（格式附后）；</p> <p>（二）企业前三年进口及付汇（含预付货款）情况；</p> <p>（三）企业预付货款登记情况；</p> <p>（四）相关进口合同主要条款（封面、目录、主要条款页、签字页复印件）；</p> <p>（五）外汇局要求的其他材料。</p>	<p>第 14 条 企業の前払項目下の輸入外貨返金は外管局の許可を経なければならず、合わせて以下の資料を提出しなければならない：</p> <p>（一） 書面申請（外貨返金の原因について詳細を説明）；</p> <p>（二） もとの輸入契約；</p> <p>（三） 外貨返金の原因と一致する証明資料；</p> <p>（四） もとの前払対外支払証憑；</p> <p>（五） 外管局が要求するその他資料。</p> <p>第 15 条 輸入外貨支払の暦年記録に連続性はあるものの、前払外貨支払可能額が実需を満たせない場合、企業は外管局に前払基礎比率の調整、或いはシステム上の「未確認前払」リスト内の前払いの確認申請を行うことができる。特別な理由を除き、同一企業による前払基礎比率の増加申請は、前回増加調整から3ヶ月以上経てからでなければならない。</p> <p>第 16 条 新設で輸入外貨支払暦年記録がない、または輸入外貨支払記録に連続性がない企業は、外管局にシステム中の「未確認前払」リストの前払いの確認申請を行うことができる。</p> <p>第 17 条 企業は前払基礎比率の調整を申請する際に、外管局に以下の資料を提出しなければならない。</p> <p>（一） 書面申請：（書式は添付参照）；</p> <p>（二） 企業の直近3年の輸入及び外貨支払（前払いを含む）状況；</p> <p>（三） 企業前払登記状況；</p> <p>（四） 関連輸入契約の主要条項（カバー、目次、主要条項ページ、署名ページのコピー）；</p> <p>（五） 外管局が要求するその他の資料。</p>
---	--

<p>第十八条 企业申请确认系统中“未经确认的预付货款”列表内的预付货款时，应向外管局提交以下材料：</p> <p>（一）书面申请（格式附后）；</p> <p>（二）企业前12个月进口、购付汇（含预付货款购付汇）情况；</p> <p>（三）相关进口合同主要条款（封面、目录、主要条款页、签字页复印件）；</p> <p>（四）外管局要求的其他材料。</p> <p><b>第三部分 银行预付货款对外付汇操作指引</b></p> <p>第十九条 自2008年11月15日起，银行及其分支机构凭上级银行的授权文件，到所在地外管局申请办理系统（预付货款模块）登陆手续（详见《贸易信贷登记管理系统操作手册》）。</p> <p>第二十条 银行根据外管局确认的企业可办理预付货款登记信息，为企业办理预付货款对外付汇的购付汇手续。企业申请的实际付汇金额、币种及收款人等信息与系统中对应的付汇登记信息一致的，方可办理购付汇手续。</p> <p>银行为企业办理预付货款对外支付时，应同时在系统中录入实际付汇信息。</p> <p>第二十一条 银行应凭外管局出具的核准件为企业办理预付货款项下退汇入帐手续。</p> <p><b>第四部分 外管局预付货款登记管理操作指引</b></p>	<p>第18条 企業はシステム上の「未確認前払」リストの前払いの確認を申請する際に、外管局に以下の資料を提出しなければならない。</p> <p>（一）書面申請：（書式は添付参照）；</p> <p>（二）企業の直近12ヶ月の輸入、外貨購入・支払（前払いの外貨購入・支払を含む）状況；</p> <p>（三）関連輸入契約の主要条項（カバー、目次、主要条項ページ、署名ページのコピー）；</p> <p>（四）外管局が要求するその他の資料。</p> <p><b>第三部分 銀行の前払対外外貨支払操作手引</b></p> <p>第19条 2008年11月15日より、銀行及びその分支機構は上部銀行の授權資料を以って、所在地外管局でシステム（前払部分）登録手続きを行う（詳しくは、貿易与信登記管理システム操作手引を参照）。</p> <p>第20条 銀行は外管局が確認した企業の前払登記情報に基づき、企業に対して前払対外外貨支払の外貨購入・支払手続きを行う。企業が申請する実際の支払外貨金額、幣種及び受取人等の情報がシステム上の対応する外貨支払登記情報に一致する場合のみ、外貨購入・支払手続きを行うことができる。</p> <p>銀行は企業に対して前払対外支払いを行うと同時に、システムに実際の外貨支払情報を入力しなければならない。</p> <p>第21条 銀行は外管局が発行する認可書類を以って、企業に対して前払項目下の返金の入金手続きを行わなければならない。</p> <p><b>第四部分 外管局の前払登記管理操作手引</b></p>
---	--

※弊社が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。  
 ※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。

第二十二條 國家外匯管理局根據國際收支形勢和貿易信貸活動的特點，確定預付貨款可付匯額度的核定標準。各分局、外匯管理部具體負責轄內企業預付貨款基礎比例調整確認“未經確認的預付貨款”列表內預付貨款、預付貨款注銷確認以及預付貨款退匯核准等。各分局、外匯管理部可根據轄內具體情況對中心支局、支局進行相應授權。

第二十三條 對於進口付匯歷史記錄有連續性，但預付貨款可付匯額度不能滿足需求的企业，外匯局可根據企業申請，調整企業預付貨款基礎比例或確認系統中“未經確認的預付貨款登記”列表內的預付貨款。

大型成套設備進口企業的預付貨款基礎比例最高不超過30%，其他企業的預付貨款基礎比例最高不超過20%。

除特殊原因外，外匯局調增同一企業預付貨款基礎比例距上次調增的時間應不少於3個月。

第二十四條 對於新成立、無進口付匯歷史記錄或進口付匯歷史記錄無連續性的企業，外匯局可根據企業申請，確認系統中“未經確認的預付貨款”列表內的預付貨款。

第二十五條 外匯局在調整預付貨款基礎比例和確認系統中“未經確認的預付貨款”列表內預付貨款時，應在企業外匯信息檔案數據庫系統中查驗該企業的基本信息；對申請調增預付貨款基礎比例的企业，在系統中查驗該企業當前預付貨款基礎比例、預付貨款登記規模及預付貨款額度使用情況；對申請確認預付貨款的企业，在

第22條 國家外貨管理局は、国際収支情况及び貿易与信活動の特徴に基づき、前払外貨支払可能額の査定基準を確定する。各分局、外貨管理部は所轄内の企業の前払基礎比率の調整、「未確認前払」リストの前払の確認、前受消込確認及び前受返金の審査許可等を具体的に担当する。各分局、外貨管理部は所轄内の具体的な状況に基づき、中心支局や支局に相応する権限を委譲する。

第23條 輸入外貨支払いの暦年記録に連続性がある企業で、前払外貨支払可能額が実需を満たせない場合、外管局は、企業の申請に基づき、前払基礎比率の調整或いはシステム上の「未確認前払登記」リストの前払いの確認を行うことができる。

大型プラント輸入企業の前払基礎比率は最大30%以内とし、その他企業の前払基礎比率は最大20%以内とする。

特別な要因を除き、外管局の同一企業の前払基礎比率の増加調整は、前回調整から3ヶ月以上経てからでなければならない。

第24條 新設で輸入外貨支払の暦年記録がない企業、又は輸入外貨支払の暦年記録に連続性がない企業は、外管局が企業の申請に基づき、システム上の「未確認前払」リストの前払いを確認することができる。

第25條 外管局が前払基礎比率の調整、システム上の「未確認前払」リストの前払いを確認する際に、企業外貨情報ファイルデータベースシステム上で企業基本情報を調べ、前払基礎比率の調整を申請した企業については、システム上で当該企業の現在の基礎比率、前払いの登記規模、前払い限度額の使用状況を、

<p>系统中查验该企业是否办理该笔预付货款合同登记和付汇登记。</p> <p>第二十六条 外汇局应从以下几方面对该企业进口与预付货款的真实性和一致性进行评估：</p> <p>（一）该企业过去若干年的实际付汇和实际进口情况；</p> <p>（二）该企业已签约未履行的进口合同规模和付款计划；</p> <p>（三）该企业在合同中约定的预付货款比例、金额是否符合行业结算惯例或产品的市场特征。</p> <p>第二十七条 外汇局应按照贸易交易真实性与一致性原则，既不影响企业正常贸易融资需求，又要防范无真实贸易背景的异常资金流出的前提下，认真审核企业提出的申请，并将审核结果告知申请企业。</p> <p>第二十八条 外汇局确认企业预付货款注销申请时：</p> <p>（一） 预付货款项下货物已进口</p> <p>1、凭进口报关单申请预付货款注销的，外汇局应在“中国电子口岸—进口付汇系统”中对该笔预付货款对应的进口报关单进行核注，如果核注后该笔进口报关单未核注金额为零，应同时结案，并登陆系统确认企业提出的预付货款注销申请。</p> <p>外汇局在进行核注和注销确认时，应认真核对企业系统申请注销信息和对应的关单信息，企业预付货款申请注销金额与对应的报关单未核注金额不一致的，分别在上述两个系统中以较小金额进行核注和注销确认操作。</p>	<p>前払いの確認を申請した企業については、システム上で企業が当該前払の契約登記及び支払登記を行っているかどうかを調べる。</p> <p>第26条 外管局は、以下のいくつかの面について、企業の輸入と前払いの真実性と一致性に対し評価を行う。</p> <p>（一）当該企業の過去数年の支払実績と輸入実績；</p> <p>（二）当該企業の締結済み未履行の輸入契約の規模と支払い計画；</p> <p>（三）当該企業が契約で約定した前払比率、金額が業界の決済慣例、或いは製品市場の特性に合致するかどうか。</p> <p>第27条 外管局は貿易取引の真実性と一致性の原則に基づき、企業の正常な貿易融資需要に影響を与えず、実体のない貿易による異常な資金流出を防ぐという前提で、企業の申請に対し審査を確実にし、審査結果を企業に通知する。</p> <p>第28条 外管局は企業の前払消込申請を確認する際、</p> <p>（一） 前払項目下の貨物が輸入済みの場合</p> <p>1. 輸入通関申告書に基づき前払消込を申請する場合、外管局は「中国電子通関—輸入外貨支払システム」上で当該前払いに対応する輸入通関申告書の消込を行う。消込後、当該輸入通関申告書の未消込金額がゼロの場合、同案件を完了し、またシステムにログインし、企業が提出した前払消込申請の確認を行わなければならない。</p> <p>外管局は部分消込或いは全額消込の確認を行う際に、企業がシステム上の消込申請情報と対応する通関書類情報を照合し、</p>
---	--

※弊社が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。  
 ※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。



<p>2、无进口报关单申请注销的，外汇局凭企业提供的相关纸质凭证（如进口货物备案清单等）登陆系统确认企业提出的预付货款注销申请。</p> <p>（二）预付货款项下货物未进口</p> <p>对于企业进口退汇的预付货款注销申请，外汇局应在“出口收汇核报系统”中查询并注销该笔收汇，并登陆系统确认企业提出的预付货款注销申请。</p> <p>对于企业因转口贸易和境外工程使用物资的预付货款注销申请，比照退汇处理。</p> <p>其他情况，企业须到所在地外汇局办理预付货款的注销手续。</p> <p>第二十九条 外汇局应按照《国家外汇管理局综合司关于贸易信贷登记管理系统企业基本信息使用有关问题的通知（汇综发〔2008〕40号）规定，根据企业申请，将从企业外汇信息档案数据库系统查询出的企业基本信息导入系统，以便企业能及时登陆系统。</p> <p>外汇局应严格按照相关要求从相关业务系统等提取、计算企业的前12个月进口项下对外付汇数据，并导入系统。</p>	<p>企業の前払消込申請金額と対応する通関申告書の未消込金額が一致しない場合、上述の両システムのうちの小さい金額で部分消込と全額消込の確認操作を行う。</p> <p>2. 輸入通関申告書の無い消込申請の場合、外管局は企業が提供する紙ベースのエビデンス（例えば、輸入貨物届出リスト等）を以って、システムにログインして企業が提出した前払消込申請を確認する。</p> <p>（二）前払貨物項目下の貨物を輸入していない場合</p> <p>企業の輸入外貨返金による前払消込申請については、外管局は「輸出外貨受取照合申告システム」上で当該外貨受取を検索し、消込を行い、またシステムにログインし企業が提出した前払消込申請の確認を行わなければならない。</p> <p>企業の仲介貿易及び国外プロジェクトの使用物資の前払消込申請は、外貨返金に照らして処理する。</p> <p>その他の場合、企業は所在地外管局で前払消込手続を行わなければならない。</p> <p>第29条 外管局は『国家外貨管理局綜合司の貿易与信登記管理システムの企業基本情報利用に関する通知』（匯綜発〔2008〕40号）の規定に従い、企業の申請に基づいて、企業外貨情報登記データベースシステムから検索した企業の基本情報をシステムにインプット、企業が速やかにシステムにログインできるようにする。</p> <p>外管局は厳格に関連操作要求に従い、関連システム等から企業の直近12ヶ月の輸入項目下対外外貨支払データを抽出、計算してシ</p>
---	--

※弊社が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。  
 ※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。

<p>第三十条 外汇局应按照对外债权管理规定和内控要求制定预付货款内部管理制度，加强内控建设，防范内控风险。</p> <p>第三十一条 外汇局应对调增预付货款基础比例的企业对外付汇规模进行不定期事后核对，如发现调增后的基础比例与实际需求明显不符的，应及时调减基础比例并告知企业。</p> <p>第三十二条 对有下列情况的企业，外汇局应对其预付货款的登记、使用和注销情况进行定期事后监督和非现场检查：</p> <p>（一）预付货款额度超过前12个月进口付汇额20%的企业；</p> <p>（二）预计进口期限超过1年且预付货款余额规模超过500万美元的企业；</p> <p>（三）频繁修改预付货款预计进口日期企业。</p> <p>第三十三条 对于企业超过预付货款项下登记的货物预计进口时间30天仍未办理注销登记手续且不能说明合理原因的，外汇局应进行重点关注，必要时可组织对其进行现场检查。</p> <p>对在执行过程中产生的新情况及问题，企业、银行和各分局、外汇管理部应当及时向国家外汇管理局反馈。</p>	<p>システムにインプットする。</p> <p>第30条 外管局は対外債権管理規定と内部管理要求に基づき、前払いの内部管理制度を制定し、内部管理の構築を強化し、内部管理リスクを防ぐ。</p> <p>第31条 外管局は前払基礎比率を拡大した企業の対外外貨支払い規模に対し、不定期に事後照合を行い、拡大後の基礎比率と実需が明らかに不一致の場合は、速やかに基礎比率を引き下げ、同時に企業に通知しなければならない。</p> <p>第32条 下記状況にある企業に対し、外管局は当該前払いの登記、使用、消し込み状況に対し、定期的に事後監督、非現場検査を行う。</p> <p>（一）前払限度額が直近12ヶ月輸入外貨支払の20%を超えている企業；</p> <p>（二）輸入予定期限が1年超、且つ前払残高が500万米ドル超の企業；</p> <p>（三）前払いの輸入予定日を頻繁に修正する企業；</p> <p>第33条 前払項目下で登記した貨物の輸入予定日より30日を超えても、企業が登記消込手続きを行っておらず、且つ合理的な理由を説明できない場合、外管局は重点的に管理しなければならない。必要ときは現場検査を行うことができる。</p> <p>施行過程で新たな状況や問題が発生した場合、企業、銀行と各分局、外貨管理部は速やかに国家外貨管理局にフィードバックしなければならない。</p>
---	--

<p>附件一：关于出口预付货款核准事项的申请书</p> <p style="text-align: center;"><b>关于出口预付货款核准事项的申请书</b> (参考格式)</p> <p>国家外汇管理局 _____ 分局（中心支局、支局）：</p> <p>我公司主要经营 _____ 等业务，上年度货物进口项下对外付汇总额为 _____ 元（币种：_____），现申请如下事项：</p> <p><input type="checkbox"/> 我公司根据现行预付货款基础比例（_____ %）核定的预付货款对外付汇额为 _____ 美元，预计预付货款实际对外付汇额为 _____ 美元，现申请调整进口项下预付货款基础比例至 _____ %。</p> <p><input type="checkbox"/> 我公司已办理预付货款付汇登记 _____ 笔，合计 _____ 元（币种：_____），因超过企业预付货款可付汇额 _____ 美元未得到国家外汇管理局确认，现申请核准确认。</p> <p>我公司郑重承诺，严格按照汇发〔2008〕56号文规定办理预付货款登记手续，申请事项及附件所列说明材料属实。若有虚假行为，我公司及其法人代表和相关责任人愿承担相关法律责任。</p> <p>特此申请。</p> <p>（另附：有关进口合同、贸易结算方式以及外汇局要求提供的其他情况说明材料）</p>	<p>添付1：輸入(*)前払い審査・認可事項の申請書</p> <p>（*訳者注：原文では「輸出」となっているが、輸入の間違いと思われる。）</p> <p style="text-align: center;"><b>輸入前払い審査・認可事項の申請書</b> (参考フォーム)</p> <p>国家外貨管理局 _____ 分局（中心支局、支局）：</p> <p>当社は主に _____ 等の業務を営み、前年度貨物輸入項目下対外外貨支払総額は _____ 元（幣種：_____）。ここに貴局に以下事項を申請します。</p> <p><input type="checkbox"/> 当社は、現行の前払基礎比率（_____ %）に基づき許可された前払対外外貨支払額が _____ 米ドルであるが、前払いの実際の前払金額は _____ 米ドルとなる予定。ここに輸入項目下前払基礎比率を _____ %に調整することを申請します。</p> <p><input type="checkbox"/> 当社が支払登記を行った前払いは _____ 件、合計 _____ 元（幣種：_____）。企業前払外貨支払可能額を超過したため、_____ 米ドル分は国家外貨管理局の確認を受けておらず、ここに審査・認可を申請します。</p> <p>当社は、厳格に匯発〔2008〕56号規定に基づき、前払登記手続きを行い、申請事項及び添付資料は事実と一致することを誓います。万一虚偽行為があった場合、当社及び法人代表と関連責任者が関連法的責任を負います。</p> <p>ここに申請します。</p> <p>（添付：関連輸入契約、貿易決済方式及び外管局が要求するその他の状況説明資料）</p>
---	--

公司（公章） 二〇〇 年 月 日	会社（会社印） 200__年__月__日
---------------------	-------------------------

【日本語仮訳：三菱UFJリサーチ&コンサルティング】